

介護保険施設等の指導・監査について

令和6年6月 福島県社会福祉課

1 指導方法

(1) 集団指導

制度改正の内容や過去の指導事例等について、介護保険施設等を一定の場所に集め、講習等の方法により行う。または、オンライン等の活用による方法により行う。

(2) 運営指導

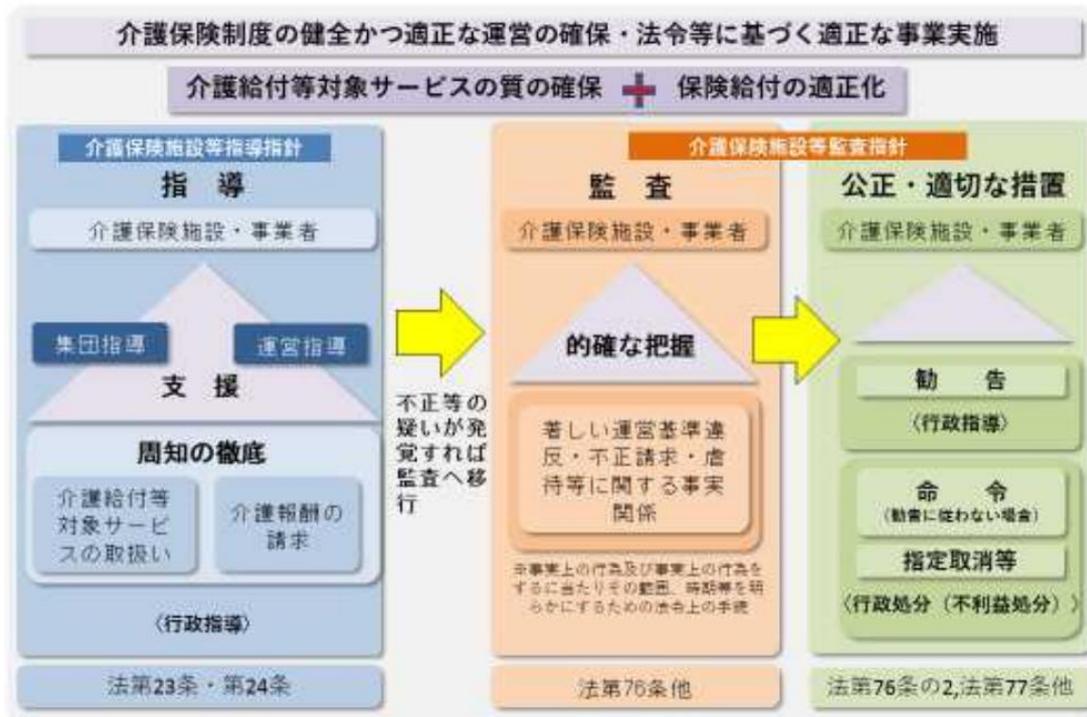
介護保険施設等ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況の確認のため、原則実地にて行う。

2 監査

人員基準違反、運営基準違反、不正請求、高齢者虐待が認められた場合やそのおそれがある場合に行う。

厚生労働省資料

介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



3 運営指導（実地にて行う場合）のおおむねの流れ

【事前】

		県	施設等
(1)	運営指導通知	→	
(2)	事前提出資料提出 （勤務実績表、重要事項説明書、 各種加算等自己点検シート 他）	←	

【当日】

- (3) あいさつ（運営指導の目的、根拠法令の説明、自己紹介、指導の流れ説明 等）
- (4) 施設内確認
 - ・利用者の生活実態について
 - ・施設設備について
- (5) 資料確認
 - ・人員基準
 - ・運営基準（事故対応、苦情対応 他）
 - ・報酬（基本報酬、各種加算減算）
 - ・処遇（個別サービス計画の作成状況 他）
- (6) 講評

【事後】

		県	施設等
(7)	結果通知 （文書指摘がない場合は終了）	→	
(8)	改善結果報告書提出	←	
(9)	終了通知	→	

令和5年度介護保険施設等指導状況について

福島県社会福祉課(事業所監査担当)

1 運営指導(対象施設等において実地を行う指導)

※ 県指導対象数は令和5年4月1日現在

種 別	県指導対象数 a(箇所)	指導数 b(箇所)	実施率 b/a(%)	文書指摘・指導数	
				(箇所)	
居宅サービス事業所	訪問介護	199	13	6.5%	10
	訪問入浴介護	24	1	4.2%	1
	訪問看護	70	6	8.6%	6
	訪問リハビリ	20	3	15.0%	3
	居宅療養管理	14	0	0.0%	0
	通所介護	183	16	8.7%	12
	通所リハビリ	52	13	25.0%	10
	短期入所生活	125	18	14.4%	17
	短期入所療養	57	18	31.6%	14
	特定施設生活	21	3	14.3%	2
	福祉用具貸与	68	4	5.9%	4
	福祉用具販売	70	4	5.7%	3
	居宅サービス計	903	99	11.0%	82
	介護予防サービス事業所	訪問入浴介護	22	0	0.0%
訪問看護		68	6	8.8%	6
訪問リハビリ		20	3	15.0%	3
居宅療養管理		15	0	0.0%	0
通所リハビリ		52	14	26.9%	10
短期入所生活		120	16	13.3%	17
短期入所療養		55	18	32.7%	14
特定施設生活		21	3	14.3%	2
福祉用具貸与		68	4	5.9%	4
福祉用具販売		70	4	5.7%	3
介護予防サービス計		511	68	13.3%	60
事業所計	1,414	167	11.8%	142	
施設	介護老人福祉施設	112	18	16.1%	17
	介護老人保健施設	56	17	30.4%	13
	介護療養型医療施設	2	0	0.0%	0
	介護医療院	4	1	25.0%	1
施設計	174	36	20.7%	31	
合計	1,588	203	12.8%	173	

※休止中事業所及び医療みなしの事業所を除く。

2 集団指導(説明会形式による指導)

※令和5年度は、ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式で実施

3 監査(不適正情報等がある場合、実地指導において不正若しくは著しい不当が確認された場合に実施)

種 別	監査実施数	改善勧告数 b(箇所)	指定取消数 c(箇所)
	a(箇所)		
訪問介護	1	0	0
通所介護	1	0	0
合計	2	0	0

令和6年度介護保険施設等指導方針

介護保険施設等に対する指導監督は、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割を担っている。

本県においては、これまで、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図るために、介護保険施設等に対する指導を実施しているが、介護保険施設等の中には、適切な事業運営を行っている介護保険施設等がある一方で、介護給付費の算定及び取扱い、人員基準・勤務体制の確保、サービス計画の作成、衛生管理及び災害対策に関する指摘が多く、依然として基本的な事項に対する理解が不足している介護保険施設等が見られる。また、必要以上のサービス提供を行っているサービス付き高齢者向け住宅併設の事業所もあるのではないかなど様々な課題も指摘されており、今後も運営指導の強化が求められている。

令和6年4月、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬の改定が実施されたところである。

令和6年度においては、令和3年度制度改正に係る感染症対策や虐待防止のための措置等について経過措置が終了し、義務化となった。

併せて、令和6年度介護報酬改定において、感染症や災害への対応力向上や高齢者虐待防止の推進を図るため、業務継続計画の未策定及び虐待防止の措置の未実施に対し減算規定が新たに設けられている。

令和5年度中においても介護保険施設等における虐待が発生していることから、介護保険施設等は、高齢者に対する虐待に関して、虐待の未然防止及び虐待が発見された場合の適切な対応の徹底を図ることも求められる。

以上の状況を踏まえ、今年度における介護保険施設等の指導・監査は、以下の重点指導事項に基づき、適切な方法により実施する。

また、必要に応じて、市町村と連携して指導・監査を行うとともに、不適正情報等のあった介護保険施設等に対しては、迅速かつ厳格に指導・監査を行うものとする。

1 重点指導事項

(1) 適切な利用者サービスの確保

ア サービス計画の作成について

- ・ 利用者に関する情報収集、アセスメント、多職種による個別サービス計画の作成、モニタリング及び計画の見直し状況

イ 高齢者虐待等の未然防止について

- ・ 身体拘束の適正化、虐待防止の推進に向けた取組の状況

ウ 非常災害対策について

- ・ 災害対策計画の策定及び避難訓練、地域と連携した災害対策の強化、業務継続に向けた取組の状況

エ リスクマネジメントの推進について

- ・ 事故発生の防止と発生時の対応に関する取組の状況

オ 感染症対策について

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症に対する対策強化及び業務継続に向けた取組の状況

(2) 適正な事業運営及び報酬請求

ア 適正な介護給付費の算定について

- ・ 基本報酬及び介護職員処遇改善加算その他各種加算の算定における関係法令等の遵守状況

イ 人員基準、勤務体制の確保等について

- ・ 適切な人員の配置及び認知症への対応力向上に向けた取組の状況

2 指導方法

(1) 集団指導

指定事務の制度説明、介護保険法の趣旨・目的の周知、適正な介護報酬請求事務指導など、制度管理の適正化を図る目的で実施する。

(2) 運営指導

事前に提出を求める資料及び自己点検表に基づき、関係書類の確認や関係者からのヒアリングを実施する等適切な方法により実施する。

3 監査

(1) 通報・苦情等により監査

通報・苦情等の内容が、「悪質な運営基準違反が疑われるもの」、「不正請求が疑われるもの」などに該当する場合は、機動的に監査を実施する。

(2) 運営指導により確認した基準違反等に基づく監査

運営指導により、基準違反や不正請求、利用者への虐待が確認された場合は、監査を実施する。